

23-3 男女共同参画関係

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努める。

23-4 人権擁護関係

- 1 人権擁護審議会並びに「人権教育のための国連10年」行動計画等人権啓発活動事務については、合併時に再編統一する。
- 2 隣保館の運営については、国の運営要綱を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 同和対策個人給付事業については、現行のとおり引き継ぎ、県の動向を見て新市において調整する。
- 4 同和対策社会福祉事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- 5 同和対策小口融資資金貸付事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

23-5 消防・防災関係

- 1 地域防災計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 防災行政無線については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-6 交通関係

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整する。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整する。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-7 納税関係

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

23-8 電算システム事業関係

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-9 国際交流・友好都市関係

1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整する。

2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。

23-10 各種福祉制度関係

〔各種福祉制度〕

ア 子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。